

模擬物質を用いた低除染燃料製造における FP 挙動評価試験

引合仕様書

目 次

1. 一般仕様	
1.1 件名	1
1.2 目的	1
1.3 実施範囲	1
1.4 納入数量	1
1.5 提出図書	1
1.6 品質管理	1
1.7 納入条件	2
1.8 グリーン購入法の推進	2
1.9 検収条件	2
1.10 貸与品及び支給品	2
1.11 適用法規・規格基準	2
1.12 機密保持	3
1.13 産業財産権	3
1.14 協議	3
1.15 特記事項	3
2. 技術仕様	
2.1 概要	5
2.2 実施内容	5

添付資料

別紙 1 知的財産権特約条項

1. 一般仕様

1. 1 件名

模擬物質を用いた低除染燃料製造における FP 挙動評価試験

1. 2 目的

将来の高速炉燃料サイクルの主要な概念の一つである先進湿式再処理と酸化物ペレット燃料製造の組み合わせにおいては、再処理コスト削減を目的とした低除染再処理が想定されている。再処理製品中に残留した FP の一部は、燃料製造工程に含まれる加熱処理の際に FP が揮発し、装置の低温部への凝縮およびトラップでの捕集ならびに排気系を通じた施設外への放出が考えられる。オフガス系統への凝縮・補修は、設備近傍およびセル内の線量率分布を通じて設備・部品の交換頻度や保守方法に影響し、施設外への放出は平常時の一般公衆安全に影響する。

今後行う燃料製造システム概念検討において、FP の施設外への放出を許容限度内とするとともに適切な保守補修を可能とする、合理的な設備設計とするために、脱硝・焙焼・還元ならびに焼結および O/M 調整における FP の挙動評価が必要である。

そこで、FP の安定同位体化合物を用いて、燃料溶液や原料粉末中で考えられる化学形態を起点とした熱分析を行う。また、焼結工程で分解・脱離する FP およびその化合物の焼結密度への影響を評価する。

なお、本件は、経済産業省からの委託事業である「令和 5 年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」の一部として実施するものである。

1. 3 実施範囲

本件の実施範囲は次の通りとする。なお詳細は「2. 技術仕様」に示す。

- (1) 模擬 FP 化合物の熱分析
- (2) 製造プロセスを模擬した熱処理における模擬 FP 元素残留率評価
- (3) 残留 FP の影響評価試験
- (4) 試験結果取り纏め・報告書作成

1. 4 納入数量

低除染燃料製造における FP 移行挙動評価試験報告書 1 式

1. 5 提出図書

提出図書は、表 1 に示す通りとする。

1. 6 品質管理

- (1) 受注者は、本件に係る品質管理プロセスを含む品質保証計画書を原子力機構に提出し、その確認を得ること。
- (2) 受注者は、契約期間中に品質保証計画書を変更した時及び不適合が発生した際に原子力機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

1. 7 納入条件

(1) 納期

令和8年2月27日

(2) 納入場所および方法

①納入場所

〒319-1194 茨城県那珂郡東海村村松 4-33

日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所 戦略推進部

酸化物燃料サイクルグループ

②納入方法

納入場所まで持ち込み渡しとする。又は郵送も可とする。

1. 8 グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法に該当する環境物品が発生する場合は、調達基準を満たした物品を採用すること。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法に該当するため、当該基準を満たしたものであること。

1. 9 検収条件

本件の検収は、「1. 5 提出図書」の完納を以って検収とする。

1. 10 貸与品及び支給品

貸与品なし

支給品なし

1. 11 適用法規・規格基準

(1) 労働安全衛生法

特定化学物質（第二類物質）

危険物・酸化性の物名称等を表示すべき危険有害物

名称等を通知すべき危険有害物

リスクアセスメントを実施すべき危険有害物等

(2) 労働基準法

疾病化学物質

(3) 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)

特定第一種指定化学物質

(4) 毒物及び劇物取締法

毒物

劇物

(5) 消防法

貯蔵等の届出を要する物質

(6) 水質汚濁防止法

有害物質

(7) 大気汚染防止法

有害大気汚染物質：

(8) 土壌汚染対策法

特定有害物質

(9) 下水道法

水質基準物質

(10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

特別管理産業廃棄物

1. 1 2 機密保持

本業務の内容及び成果並びに原子力機構から提出した技術情報等については、第三者に対する機密保持を厳守すること。

なお、機密情報の管理については、1. 1 5の特記事項(1)～(4)によるものとする。

1. 1 3 産業財産権

産業財産権に関しては、別添1の知的財産権特約条項に従うものとする。

1. 1 4. 協 議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議し、その決定に従うものとする。

1. 1 5 特記事項

(1) 本業務の遂行にあたり、受注者から申し出があったものにつき、原子力機構が必要と認めるものに関しては、原子力機構所有の図書等を貸与するものとする。なお、貸与した図書等は、管理責任者を選定し、適切な方法で管理するとともに、本業務完了後、速やかに原子力機構へ返却するものとする。

(2) 受注者は、予め原子力機構より文書によって承認を得た場合を除き、本契約の内容及び成果を第三者に開示しないものとする。また、他の目的に使用してはならないものとする。

(3) 受注者は、本業務の遂行において協力会社がある場合、協力関係及び役割を明確にし、原子力機構の承認を得るものとする。また、機微情報管理に関する主旨を関係者に周知して徹底を図るものとする。

(4) 出図書の作成及び打合せ議事録等パソコンによる資料作成を行う際には、Winny 等がインストールされていないことを確認すること。また、パソコンや記憶媒体の盗難防止、下請業者を含めて私物パソコンや記憶媒体へのコピー禁止等、情報漏洩防止のための適切な管理を実施すること。

(5) 本契約の成果は原子力機構に所属するものとし、原子力機構は我が国の核燃料サイクル技術開発のために自由に使用できるものとする。

(6) 本業務の遂行においては、進捗状況、原子力機構側の関連検討の進捗に応じ、適宜打合

せを持つものとする。

(7) 作業における安全管理の責任は、受注者にあるものとする。

表 1 提出図書一覧

図書名称	提出時期	承認 要否	部数	提出先
実施計画書	契約後 2 週間以内	不要	1	日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 戦略推進部 酸化物燃料サイクルグループ
品質保証計画書	契約後 2 週間以内	不要	1	
体制表 ^{*1}	契約後 2 週間以内	不要	1	
報告書 ^{*2}	納期	不要	1	
打合せ議事録	都度	不要	1	
委任又は下請負届 ^{*3}	作業開始 2 週間前	要	1	

*1 実施計画書に含めることができる。

*2 印刷した報告書の提出に加え、報告書の PDF データならびに試験データおよび分析データを、CD/DVD または USB メモリスティック等、一般的なデスクトップ PC で読み取り可能な記録媒体で提出するものとする。

*3 必要に応じて。

(承認方法)

「承認」は次の方法で行う。

原子力機構は、承認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また当該期限までに審査を完了し、承認しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、承認したものとする。但し、委任又は下請負届（機構指定様式）については、2 週間以内に機構から受注者へ変更請求をしない場合は、自動的に承認したものを見做す。

2. 技術仕様

2. 1 概要

低除染 MOX 燃料製造の脱硝・焙焼・還元工程およびペレット焼結・O/M 調整工程における FP のオフガスなどへの移行挙動を評価するため、天然組成同位体の化合物を用いたコールドでの熱分析を行う。また、MOX 粉末中に残留した FP およびその化合物の分解・蒸発がペレット焼結密度に及ぼす影響について模擬物質を用いたコールド試験により評価する。

2. 2 実施内容

(1) 模擬 FP 化合物の熱分析

模擬 FP 化合物の適量を量り取り、乾燥空气中室温から 400℃まで、ならびに 4%水素/窒素中室温から 1300℃までのそれぞれの熱重量分析を行う。対象模擬 FP 化合物および測定条件を表 2 に示す。試料量および昇温速度は使用する分析装置の標準的な設定を適用し、目標温度に到達後 60 分間保持するものとする。試料皿材質は、試料による侵食や合金化を避けるため、アルミナとする。

(2) 製造プロセスを模擬した熱処理における模擬 FP 元素残留率評価

(2-1) 粉末調製工程

るつばに硝酸セリウム (III)・六水和物粉末 43.4 g と硝酸セシウム粉末または酸化アンチモン (III)を量り取り、混合する。硝酸セシウムは 0.390 g、0.195 g、0.0195 g、酸化アンチモン(III)は 0.292 g、0.146 g、0.0146 g とする。これらおよび無添加の硝酸セリウム (III) 粉末を空气中 400℃ 1 時間、次いで還元雰囲気中 600℃ 1 時間熱処理し、冷却後に秤量する。得られた各脱硝体を均一に粉砕し、少量の分析試料を採取し、以下の分析を行う。

① X 線回折

② 成分分析 (添加物に応じて Ce および Cs、もしくは Ce および Sb。無添加は Ce、Cs および Sb。)

(2-2) 焼結・O/M 調整工程

(2-1) で調整した硝酸セシウム添加脱硝粉末および酸化アンチモン(III)添加脱硝粉末をそれぞれ直径 1 cm、高さ 1 cm 程度に成型し、還元雰囲気中 1300℃で 3 時間、その後 1400℃以上で 6 時間保持して焼結する。この操作は硝酸セシウム添加と酸化アンチモン(III)添加の 2 グループに分けて各グループ内で添加率の異なる試料を同時に処理してよい。その場合、添加率の低い試料を雰囲気ガスの上流側に配置すること。

分析：ペレットを乾式で縦に切断し、側面および断面それぞれについて中心およびその上下の計 3 ヶ所ずつ Cs および Sb の Ce に対する濃度比 (Cs/Ce 比および Sb/Ce 比) を測定する。また、上記測定に供さなかった切断ペレットを完全に粉砕して Cs/Ce 比および Sb/Ce 比を測定する (各粉砕試料毎に 3 回の繰り返し測定)。分析には、酸化セリウム中の Cs および Sb について検出下限 20 ppm 以下の方法を用いることとする。

(3) 残留硝酸塩の影響評価試験

① 硝酸ネオジム六水和物を量り取り、300℃で仮焼して無水塩とし、秤量した後に乳鉢で粉

砕する。

- ② 酸化セリウム(IV)粉末に無水硝酸ネオジムを所定量添加・混合した粉末を直径 1 cm、高さ 1 cm 程度に成型する。成型体を秤量後、1300℃で焼結する。冷却後に秤量し、液浸法で密度を求める。乾燥後に断面の観察を行う。
- ③ 酸化セリウム(IV)粉末に硝酸セシウム粉末を所定量添加・混合した粉末を直径 1 cm、高さ 1 cm 程度に成型する。成型体を秤量後、1300℃で焼結する。冷却後に秤量および寸法測定し、液浸法で密度を求める。乾燥後に断面の観察を行う。
- ④ 酸化セリウム(IV)粉末 100%で成型・焼結し、焼結密度測定および観察を行う、
- ⑤ 一連の操作における物質収支を求める。

無水硝酸ネオジムおよび硝酸セシウムの添加率は以下の通りとする。

0.01 mol%, 0.1 mol%, 0.5 mol%, 1.0 mol%

試料数は、各水準 3 個ずつとする。

寸法測定は高さと外径とし、各試料毎に 10 回の繰り返し測定を行う。

(4) 報告書の作成

報告書には以下の内容を含むこと

- ・分析手順
- ・分析条件
- ・試料量
- ・TG/DTA グラフ

また、電子データとして以下を添付すること。

- ・報告書の PDF 版
- ・図表の電子ファイル
- ・TG/DTA の数値データ

表 2 測定対象化合物

No.	試料		
O01	亜セレン酸	H_2SeO_3	乾燥空气中 室温～400℃×60 min
O02	硝酸イットリウム六水和物	$\text{Y}(\text{NO}_3)_3 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$	
O03	硝酸ジルコニル二水和物	$\text{ZrO}(\text{NO}_3)_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$	
O04	モリブデン酸	H_2MoO_4	
O05	硝酸インジウム(III)三水和物	$\text{In}(\text{NO}_3)_3 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$	
O06	メタスズ酸	H_2SnO_3	
O07	硝酸セリウム(III)六水和物	$\text{Ce}(\text{NO}_3)_3 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$	
O08	硝酸ネオジム(III)六水和物	$\text{Nd}(\text{NO}_3)_3 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$	
R01	二酸化セレン	SeO_2	4%水素/窒素中

R02	硝酸イットリウム六水和物	$\text{Y}(\text{NO}_3)_3 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$	室温～1300°C×60 min
R03	硝酸ジルコニル二水和物	$\text{ZrO}(\text{NO}_3)_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$	
R04	モリブデン酸	H_2MoO_4	
R05	硝酸インジウム(III)三水和物	$\text{In}(\text{NO}_3)_3 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$	
R06	メタスズ酸	H_2SnO_3	
R07	硝酸セリウム(III)六水和物	$\text{Ce}(\text{NO}_3)_3 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$	
R08	硝酸ネオジム(III)六水和物	$\text{Nd}(\text{NO}_3)_3 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$	
R09	硝酸ルビジウム	RbNO_3	
R10	硝酸ストロンチウム	$\text{Sr}(\text{NO}_3)_2$	
R11	硝酸セシウム	CsNO_3	
R12	硝酸バリウム	$\text{Ba}(\text{NO}_3)_2$	

以上

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。)
- (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ(以下「コンテンツ」という。)の著作権(以下「コンテンツの著作権」という。)
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受け

ないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究成果による出願であることを表示しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。)は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

- 2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。
- 3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
 - (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。
 - 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

- 第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。
- 2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作権人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作権人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。